

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 9 月 2 7 日）

府省名	経済産業省
対象事業名	情報処理技術者試験

## 1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
23522	機構が事務を行う 技術者試験の受験 願書の提出	1 申請等	5 国民等	2 独立行 政法人等	505,486	495,373	98.0%	100%	令和 6 年度

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

※オンライン利用率は、郵送での各申請書等廃棄済みのため、受験申込のみのオンライン利用率。

## 2. 対象事業の概要

情報処理技術者試験は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」が一定以上の水準であることを認定している国家試験。

情報システムを構築・運用する「技術者」から情報システムを利用する「エンドユーザ（利用者）」まで、ITに関係する全ての人活用できる試験として実施。特定の製品やソフトウェアに関する試験ではなく、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる知識・技能について、幅広く総合的に評価。

試験区分のうち、ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験は、CBT（Computer Based Testing）方式<sup>(\*)</sup>で実施。

情報処理技術者試験の受験願書の提出に関連する手続のほとんどにおいて、オンライン申請を導入。

一方で、社会福祉政策目的の観点から、オンラインによる手続が困難な者（身体障害者、受刑者）のために、一部の手続は郵送でも受付。

(\*)

CBT（Computer Based Testing）方式：コンピュータを利用して実施する試験方式のこと。受験者はコンピュータに表示された試験問題に対して、マウスやキーボードを用いて解答する。

## 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

現在、受験申込、願書訂正、一部免除申請番号照会といった受験願書の提出に関連する手続のほとんどにおいて、オンライン申請が導入されている。

オンライン申請が導入されていない一部の郵送での手続は、オンライン化する方向で検討を進めており、令和6年度までを目途にオンラインによる申請を可能とする予定である。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	機構が事務を行う技術者試験の受験願書の提出
各手続の概要	<p><b>【概要】</b></p> <p>情報処理技術者試験の受験を希望する者は、基本的にオンラインにより受験願書の提出を完了することができるが、受験申し込み後の変更申請等を行う場合、オンラインによる受験願書の提出ができない場合について、次に示す郵送での手続が必要となる場合がある。</p> <p>郵送での手続</p> <p>①受験申し込み後の変更申請等を行う場合</p> <p>イ. 一部免除申請番号照会</p> <p>試験の一部免除を申請するための番号のオンライン照会に必要な情報を紛失した者について、調査依頼を郵送にて受付、調査結果を郵送</p> <p>ロ. 転勤による試験地変更申請</p> <p>転勤による試験地変更希望者について、必要書類（試験地変更申請書、転勤証明書）を郵送にて受付、審査結果を郵送</p> <p>ハ. 氏名変更申請（受験申込後～試験日まで）</p> <p>受験申込後（～試験日まで）、氏名変更した者について、必要書類（変更内容を証明できる戸籍抄本等（コピー可）と該当部分を訂正した受験票のコピー）を郵送にて受付</p> <p>②オンラインによる受験願書の提出ができない場合</p> <p>イ. 受験申込</p> <p>オンライン申込みができない身体障害者及び受刑者について、願書を郵送にて受付</p> <p>ロ. 特別措置申請</p>

特別措置希望者（身体障害者等）について、審査書類（特別措置確認票、身体障害者手帳のコピー等）を郵送にて受付、審査結果を郵送

【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】

年間総手続件数（令和2年度）：300,477件

オンライン利用率（（年間総手続件数－郵送での手続件数）／年間総手続件数）

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
—	—	97.9%	98.0%	99.9%

※平成28年度～平成29年度は、応募者データ及び郵送での各申請書等廃棄済みのため集計できず

※平成30年度～令和元年度は、郵送での各申請書等廃棄済みのため、受験申込のみのオンライン利用率

オンライン  
利用率目標・  
取組期間と  
設定の考  
え方  
（主要な手  
続について

【目標】

・オンライン利用率 100%

オンライン利用率＝（年間総手続件数－郵送での手続件数）／年間総手続件数

※年間総手続件数は、身体障害者等オンラインによる受験願書の提出ができない場合の件数を除き算出する。

目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載	<b>【取組期間（達成期限）】</b> ・令和6年度まで
	<b>【目標・期間設定の考え方】</b> ・受験申し込み後の変更申請等を行う場合の手続をオンライン化することで、オンライン利用率100%を目指す。 オンラインによる受験願書の提出ができない場合の手続については、社会福祉政策目的の観点から、オンラインによる手続が困難な者（身体障害者、受刑者）のためになくすことはできないことから、目標からは除く。 ・次期のインターネット願書受付システム等の調達・導入が令和5年度中を予定しているため、達成期限を令和6年度と設定。

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	郵送での手続をオンラインで受け付けるシステムの整備・運用
	中間 KPI	【目標・達成期限】インターネット願書受付システムを見直し、受験申し込み後の変更申請等を行う場合の手続のオンライン利用率を令和 5 年度末までに 99.9%以上とする。
		【KPI の定義】受験申し込み後の変更申請等を行う場合の手続のオンライン利用率＝（受験申し込み後の変更申請等を行う場合の手続件数－同手続きの郵送での手続件数）／受験申し込み後の変更申請等を行う場合の手続件数
	アクション プラン a	【取組内容】インターネット願書受付システムの見直し検討
		【取組期限（期間）】令和 4 年度末
	アクション プラン b	【取組内容】見直し内容に沿った次期のインターネット願書受付システム等の調達・導入
		【取組期限（期間）】令和 5 年度末
	アクション プラン c	【取組内容】
【取組期限（期間）】		

## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

スコアカードは原則、四半期ごとに更新するとともに、経済産業省ウェブサイト上で公表する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

有識者・事業者団体等の第三者を選定の上、少なくとも年に1回の頻度でスコアカード等の進捗状況を示す資料を提示し、取組の妥当性・進捗度合いについてチェックを受ける。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗を自らチェックし、基本計画を見直し、必要な改定を行う。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。